

平成 24 年 8 月 19 日  
復 興 庁  
原子力被災者生活支援チーム  
経済産業省

## 帰還困難区域における土地の管理について

- 今般の原子力災害に係る賠償により、帰還困難区域の不動産は事故前価値の全額が賠償されることとなる。
- 全額賠償に伴う土地の所有権の取扱いについては、将来、所有者が帰還することも念頭に、所有者の意向を確認しつつ定めることとしていることから、区域内の土地は従前の所有者がそのまま所有するケースが相当程度多くなるものと想定される。
- そのことを前提に、将来的な帰還までの間における帰還困難区域の土地の管理のあり方について、今後、国、福島県、関係自治体の実務レベルで具体の検討を進める必要がある。

### 1. 帰還困難区域における区域管理について

- 区域からの避難を徹底するため、バリケードなどの物理的な防護措置を実施。
- 防犯面については警察による警戒・警ら活動のほか、WEB カメラを活用。
- 防火面については、消防を中心に活動。
- 他方、区域内では、東電福島第一の収束作業のほか、除染や廃棄物処理に係る特例的な事業が行われることから、一定程度の作業員等が出入りすることを想定した対応が必要。
- また、住民の一時立入については、引き続き利便性の向上に努める。
- 以上示した区域管理については、区域見直しの実施と合わせ、原災本部でとりまとめ。

## 2. 賠償契約での取り決めについて

○帰還困難区域における土地の管理のあり方について、関係者間で一定のコンセンサスを形成するとともに、当該区域の土地の管理を円滑に実施していく観点から、東京電力が全額賠償を行う際に被害者と交わす賠償契約の締結時において、土地所有者と東京電力との間で、土地の管理に係る取り決めを結ぶ必要がある。

(取決め項目の案)

- ① 国や自治体からの要請等やむを得ない事情による立入り等への協力
- ② 国や自治体が公益の目的で当該不動産を取得する場合等を除き避難指示解除までの期間における当該不動産の第三者への譲渡等の制限